

# 枚方市介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

## 第1 目的

この介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領は、枚方市が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定並びに枚方市介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その確かつ効果的な検査の実施並びに介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

## 第2 検査対象者

指定に係る全ての事業所又は指定若しくは許可に係る全ての施設が枚方市の区域に所在する介護サービス事業者（法第115条の32第2項第4号）

## 第3 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するものとする。

## 第4 検査等

### 1 検査

#### (1) 一般検査

介護サービス事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、書面検査（別に定める報告書の提出を求めることにより行う検査）又は実地検査（対象事業者に立ち入り、面談等により確認する検査）のいずれかを実施するものとする。その具体的な実施手順については、別紙1のとおりとする。

#### (2) 特別検査

指定事業所等の指定又は許可の取消処分相当事案（以下「指定等取消し条項」という。）が発覚した場合に実施するものとする。その具体的な実施手順については、別紙2のとおりとする。

### 2 検査等実施方法

#### (1) 実施計画及び検査対象の選定

##### ① 一般検査（概ね6年に1回）

毎年度末までに翌年度の実施計画を策定するものとする。

##### ② 特別検査

指定等取消し条項に該当する事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

#### (2) 実施通知

検査の実施に当たっては、介護サービス事業者に対し、原則として検査実施日（書面検査にあつては報告書の提出期限）の1月前までに文書により通知するものとする。ただし、特別検査において実効性ある実態把握が必要な場合は、立入時に告知することができる。

#### (3) 検査方法

##### ① 一般検査

ア 書面方式：確認項目を書面により提出させ、その記載内容を確認する。

イ 面談方式：関係書類等を基に説明を求める。情報セキュリティを確保した上で、オンライン会議システムを活用することができる。活用にあつては、介護サービス事業者の過度な負担とならないよう十分に配慮するものとする。

ウ 書面検査の結果、不備や不明瞭な事項があり、改善を求めたにもかかわらず改善が見込まれない

場合は、実地検査（立入検査）を行うものとする。

② 特別検査

関係者からの関係書類等を基に説明を求める面談方式により実施する。

(4) 報告

- ① 一般検査（立入検査を除く。）終了後速やかに、その検査結果について市長に報告するものとする。
- ② 立入検査及び特別検査の場合は、別に定める様式により市長に報告するものとする。

3 行政上の措置等

- (1) 検査の結果、次に掲げる行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、文書で通知するものとする。

① 勧告

法第 115 条の 33 第 1 項の規定に基づく検査の結果、介護サービス事業者が、法第 115 条の 32 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、法第 115 条の 34 第 1 項の規定に基づき、期限を定めて、適正な業務管理体制を整備すべきことを文書により勧告し、勧告事項改善報告書の提出を求めるものとする。

② 公表

前号の勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、法第 115 条の 34 第 2 項の規定に基づき、その旨を公表することができる。

③ 命令

介護サービス事業者が正当な理由なく第 1 号の勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 115 条の 34 第 3 項の規定に基づき、期限を定めて、その措置をとるべきことを命令し、命令事項改善報告書の提出を求めるものとする。この場合、行政手続法第 13 条第 1 項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

④ 公示

前号の命令をしたときは、法第 115 条の 34 第 4 項の規定に基づき、その旨を公示しなければならない。

- (2) 行政上の措置に係る対応については、期限を付して報告を求めるものとする。改善を要すると認められた事項についても同様とする。

- (3) 命令違反時の報告：命令に違反した事実が認められたときは、速やかにその旨を書面にて厚生労働省に報告するものとする。

第 5 厚生労働省への報告

第 4 の 1 の (2) の特別検査を実施した場合、又は指定事業所等の監査において特別検査の対象となる事案が発覚した場合は、「介護保険法第 115 条の 33 第 3 項に基づく厚生労働大臣に対する業務管理体制に係る権限行使の要請について（依頼）（令和 7 年 3 月 26 日付老指発 0326 第 1 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）」に基づき、書面にて厚生労働省に報告（又は要請）するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この実施要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この実施要領は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。